

令和5年3月13日

第115回 神戸市個人情報保護審議会

妊娠・出産・子育て寄り添い支援事業
の実施について

(こども家庭局)

神こ家第 6168 号
令和 5 年 3 月 13 日

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村 裕三 様

神戸市長 久元



諮 問

神戸市個人情報保護条例第 7 条第 2 項第 5 号及び第 3 項の規定に基づき、下記の事項
について貴会の意見を求めます。

記

妊娠・出産・子育て寄り添い支援事業の実施について
(条例第 7 条「収集の制限」について)

担当：こども家庭局家庭支援課

妊娠・出産・子育て寄り添い支援事業の実施について
(条例第7条「収集の制限」について)

◎：条例第7条第3項に該当する情報

【妊娠・出産・子育て寄り添い支援事業の実施に伴うために収集する情報項目】

◎視覚障害者に関する情報

住基個人番号
漢字氏名
カナ氏名
生年月日

○オンライン申請に関する情報

- ・令和5年3月1日時点で神戸市に住民票をおいた当該年度4月1日から2月28日の期間に生まれた児童
- ・令和5年3月1日時点で神戸市に住民票をおいた当該年度4月1日から2月28日の期間に妊娠届を行った者

ID番号
申請者氏名
申請者の住所
申請者の電話番号
妊娠届出日
出産予定日
母子手帳番号
子の氏名
子の生年月日
口座情報

◎相談事に関するアンケート（自由記述欄）

※自身の病気、妊娠中の経過、妊娠中の健康管理、胎児の状況、家族の病気、家庭の経済状況等の情報を取得する可能性がある

○こうべ健康いきいきサポートシステムに関する情報

- ・当該年度4月1日から2月28日の期間に生まれた児童
- ・当該年度4月1日から2月28日の期間に妊娠届を行った者

宛名番号
郵便番号
住所（漢字・コード）
母親の氏名（漢字・カナ・アルファベット）
母親の生年月日
子どもの氏名（漢字・カナ・アルファベット）

子どもの生年月日
住民区分
異動事由
住民になった日
住民でなくなった日
転出先住所
区のコード
妊娠届出日
母子手帳番号
DV該当フラグ
DV該当年月日
DV解除年月日

神こ家第 6168 号-2

令和 5 年 3 月 13 日

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村 裕三 様

神戸市長 久元



諮 問

神戸市個人情報保護条例第 9 条第 1 項第 4 号の規定に基づき、下記の事項について貴会の意見を求めます。

記

妊娠・出産・子育て寄り添い支援事業の実施について
(条例第 9 条「利用及び提供の制限」について)

担当：こども家庭局家庭支援課

妊娠・出産・子育て寄り添い支援事業の実施について
(条例第9条「利用及び提供の制限」について)

【妊娠・出産・子育て寄り添い支援事業のために利用する情報項目】

- ① 当該年度4月1日から2月28日の期間に生まれた児童
- ② 当該年度4月1日から2月28日の期間に妊娠届を行い、出生していない者

【こうべ健康いきいきサポートシステム】

宛名番号

郵便番号

住所(漢字・コード)

母親の氏名(漢字・カナ・アルファベット)

母親の生年月日

子どもの氏名(漢字・カナ・アルファベット)

子どもの生年月日

住民区分

異動事由

住民になった日

住民でなくなった日

転出先住所

区のコード

妊娠届出日

母子手帳番号

DV該当フラグ

DV該当年月日

DV解除年月日

神福障更第 924号

令和5年3月13日

神戸市個人情報保護審議会

会長 西村 裕三 様

神戸市長 久元



諮 問

神戸市個人情報保護条例第9条第1項第4号の規定に基づき、下記の事項について貴会の意見を求めます。

記

妊娠・出産・子育て寄り添い支援事業の実施について
(条例第9条「利用及び提供の制限」について)

担当：福祉局障害者更生相談所

妊娠・出産・子育て寄り添い支援事業の実施について
(条例第9条「利用及び提供の制限」について)

【視覚障害者に関する情報】

住基個人番号

漢字氏名

カナ氏名

生年月日

妊娠・出産・子育て寄り添い支援事業の実施について

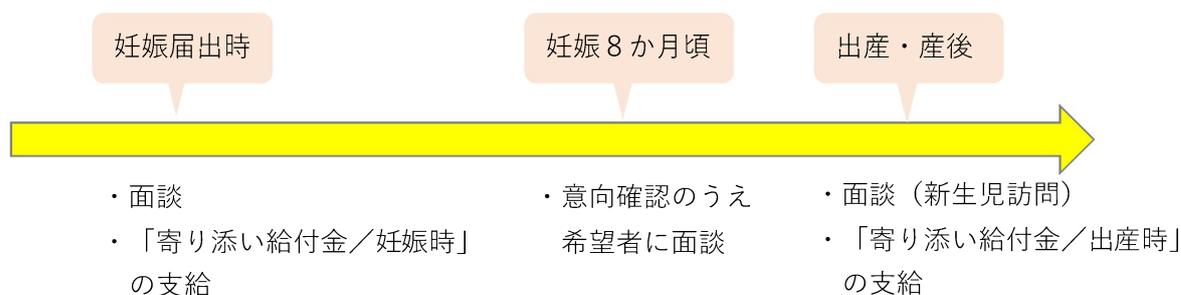
1 趣旨

国の「出産・子育て応援交付金」を活用し、妊娠期から妊婦・子育て世帯に寄り添い、出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ相談支援の充実を図るとともに、出産育児関連用品の購入や子育て支援サービス等の負担軽減を図る経済的支援を行う。

2 事業概要

(1) 実施内容

- ・ 経済的支援 妊娠届出後に5万円を支給（寄り添い給付金／妊娠時）
出生後に新生児1人あたり5万円を支給（寄り添い給付金／出産時）
- ・ 相談支援 妊娠期、出産・産後の子育て期の面談を継続実施
妊娠8か月頃に意向確認のうえ希望者に面談を実施



(2) 経済的支援の対象者

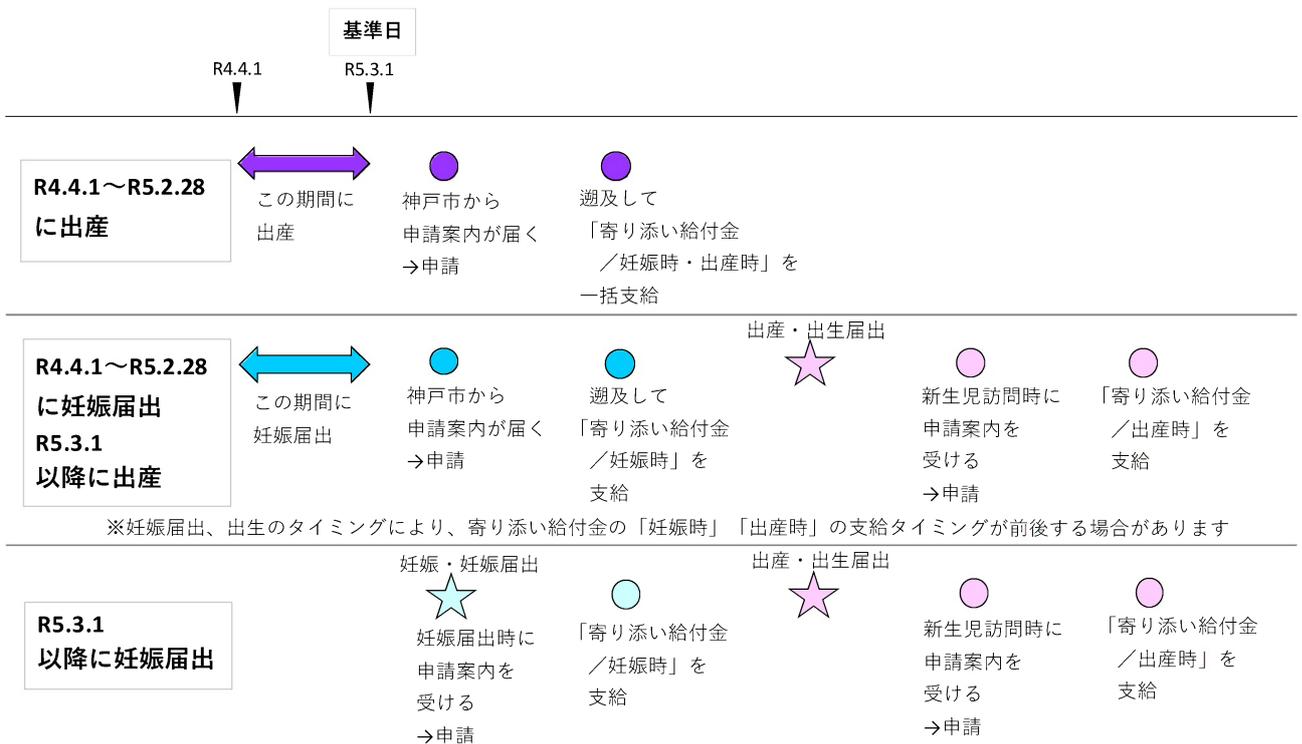
令和4年4月1日以降に妊娠届出を行った妊婦及び同日以降に出生した子の養育者

※所得制限なし

※流産・死産された方も「寄り添い給付金／妊娠時」を受け取り可能

※子が亡くなった方も「寄り添い給付金／妊娠時」と「寄り添い給付金／出産時」を受け取り可能

(3) 経済的支援（寄り添い給付金）の支給の流れ



※令和5年3月1日を基準日とし、基準日より前の妊娠届出・出生については遡及対象とする

(4) 経済的支援（寄り添い給付金）の支給方法

①妊娠届出後の経済的支援（＝寄り添い給付金／妊娠時）

※令和5年2月28日時点で出産していない方のみ

妊娠届出の時期	支給のために必要なこと	申請案内時期・方法	備考
令和4年4月1日～ 令和5年2月28日 (＝遡及対象者)	・支給申請 ・アンケートの回答	令和5年3月下旬 より順次郵送	原則令和5年3月1日時点で神戸市に住民票があることが要件。
令和5年3月1日～ (＝通常対象者)	・面談を受けること (原則妊娠届出時) ・支給申請	面談時に案内	

②出生届出後の経済的支援（＝寄り添い給付金／出産時）

出生の時期	支給のために必要なこと	申請案内時期・方法	備考
令和4年4月1日～ 令和5年2月28日 （＝遡及対象者）	・支給申請 ・アンケートの回答	令和5年3月下旬頃 より順次郵送	原則令和5年3月1日時点で神戸市に住民票があることが要件。 「寄り添い給付金／妊娠時・出産時」を一括支給。
令和5年3月1日～ （＝通常対象者）	・面談を受けること （原則新生児訪問時） ・支給申請	面談時に案内	令和5年2月28日以前に妊娠されている場合、「寄り添い給付金／妊娠時」は、3（1）の遡及対象者として別途支給。

3 遡及対象者に対する事務の流れ（丸番号は別紙1と対応）

※個人情報の抽出を行うのは、遡及対象者（上記①②の上段）のみ

- ①神戸市より抽出した対象リスト（遡及対象者）のデータの提供を受けた印刷業務受託事業者が案内文作成・封緘の上、区保健福祉課から直接連絡する方を除いた方に対して、神戸市より対象者宅に、個人ごとに異なるID等を記載した案内を送付する。視覚障害者には点字シールを貼付のうえ送付。（①～⑤）
- ②申請案内を受け取った対象者はe-KOBE（神戸市スマート申請システム）から給付申請及びアンケートの回答を行う。（⑥）
- ③事務受託事業者がe-KOBE（神戸市スマート申請システム）上で申請情報を確認するとともに、別途神戸市が提供する対象者リストとの突合を行い、申請を審査し、審査結果のデータを神戸市に提供する（⑦～⑨）
- ④神戸市において、支払いデータを作成し、金融機関にデータを提供の上、対象者に対して「寄り添い給付金」を支給する。（⑩～⑭）

4 効果

こうべ健康いきいきサポートシステムで保有する情報を利用し、遡及対象者に対して個別案内することにより、対象者へ確実な周知を図ることができる。

5 実施計画

- 令和5年3月1日～ 妊娠届出をされた方、新生児訪問を受けた方に対して申請の案内開始
- 3月下旬 遡及対象者に対する申請案内を順次送付

6 想定件数

- A. 妊娠届出数（概算）：約 10,500 件 ※年間想定件数 11,400 件の 11 か月分
- B. 出生届出数（概算）：約 9,200 件 ※年間想定件数 10,000 件の 11 か月分

7 個人情報の保護

①事務処理用 PC

取得した情報については、「神戸市個人情報保護条例」、「神戸市情報セキュリティポリシー」に基づき、以下の通り厳格に対処する。

（1）システム上の保護

- ア PC 統合管理システムの端末機を利用し、職員証及びパスワードによる個人認証を行うとともに、操作の状況を記録する。
- イ コンピューターウイルス対策ソフトウェアが導入された PC 統合管理システムの端末機を利用することにより、常に最新のウイルス定義に更新し、コンピューターウイルス等に感染することを防止する。

（2）運用上の保護

- ア データの提供は、電子記録媒体（USB メモリ、CD-R 等）にパスワードを設定した上で、直接手渡しする。課をまたぐ場合は、提供課において受払簿により経緯を記録して適切に管理する。
- イ 保存年限を経過したデータは速やかに消去し、データ記録媒体はデータシュレッダーなど記録の内容を復元できない状態にして廃棄する。
- ウ 帳票を紙で保存する場合は、施錠可能なキャビネット等に保管し、保存年限を経過した帳簿は、シュレッダーや焼却処分など確実に速やかに廃棄する。
- エ 個人情報の的確な取扱いを確保するために、関係職員に対して必要な研修及び指導を行う。

②こうべ健康いきいきサポートシステム

「神戸市個人情報保護条例」、「電子計算機処理に係るデータ保護管理規定」、「神戸市情報セキュリティポリシー」に基づき、こうべ健康いきいきサポートシステムで承認された取扱いに準じて、以下の通り厳格に対処する。

（1）システム上の保護

- ア こうべ健康いきいきサポートシステムに係る端末機の操作にあたっては、静脈認証と ID、パスワードによる個人認証を行い、端末機の操作を関係職員に限定するだけでなく、業務ごとに操作できる職員を限定する。
- イ 個人情報に係るデータについては、端末機に保存せず、神戸市の特定個人情報総括責任者が安全性について認めたデータセンターに設置したサーバ仮想化基盤上の仮想サーバ（以下、サーバという。）に保存する。

- ウ 端末機とこうべいきいき健康サポートシステムのサーバは、LGWAN（総合行政ネットワーク）を除き、外部のネットワークとはつながっていない庁内基幹業務系 NW により接続し、本システム用端末機以外の端末機からのアクセスを遮断する。これにより、外部等からの不正アクセス行為を受けることを防止するとともに、コンピューターウイルスからの感染を防止する。
- エ サーバと端末機間の通信は暗号化する。
- オ サーバ、端末機のウイルス対策ソフトウェアのウイルス定義更新は、庁内基幹業務系 NW を通じて自動配信を受ける。

(2) 運用上の保護

- ア データセンターがある建物の入退館及び、データセンターへの入退室は、受付での確認や静脈認証等のセキュリティにより厳重に管理されている。
- イ サーバ機器のラックは施錠し、関係者以外はアクセスできない。
- ウ 端末機を利用する際のパスワードは定期的に変更するとともに、端末機の操作状況をサーバに記録する。
- エ 保存年限を経過したデータは速やかに消去し、データ記録媒体はデータシュレッダーなど記録の内容を復元できない状態にして廃棄する。

③外部委託にかかる個人情報の保護

本事業において、案内文書の作成やコールセンター業務等を受託する事業者は、情報セキュリティポリシー等の遵守を定めた委託契約約款及び情報処理業務等の委託契約に関する情報セキュリティ遵守特記事項に基づき、個人情報の保護について厳格に管理する。

- ア 委託先に対し、データの提供に当たっては、データを記録した電子記録媒体（USB メモリ、CD-R 等）のファイルにパスワードを設定した上で、直接手渡しすることを義務付ける。
- イ 委託先に提供したデータは、事業終了後、速やかにデータを消去し、データシュレッダー処理などの方法で、記録の内容を復元できない状態にして廃棄することを義務付ける。
- ウ 業務の外部委託にあたっては、委託先において当該個人情報について安全管理措置が適切に講じられるよう、委託先に対し必要かつ適切な監督（委託先における個人情報の取扱い状況の把握を含む。）を行う。

